

重症急性性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十六条第六項の指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百四号

重症急性性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十六条第六項の指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十六条第六項、第七條第一項及び第六十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

（重症急性性呼吸器症候群の指定）

第一条 重症急性性呼吸器症候群（病原体がSAR Sコロナウイルスであるものに限る。次条第一項（同項の表を除く。）において単に「重症急性性呼吸器症候群」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六十六条第六項の指定感染症として定める。

（法の準用）

第二条 重症急性性呼吸器症候群については、法第八條第一項、第十二條、第十三條、第十五條から第二十五條まで、第二十七條から第三十二條まで、第三十四條から第四十四條まで、第五十四條、第五十七條から第五十九條まで、第六十一条第二項及び第三項、第六十三條から第六十五條まで、第六十五條の三並びに第六十六條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一号	重症急性性呼吸器症候群又は二類感染症の患者	重症急性性呼吸器症候群（病原体がSAR Sコロナウイルスであるものに限る。）
第十三条第一項	エボラ出血熱、マールブルグ病、二類感染症又は三類感染症のうち感染症ごとの当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める他の動物	重症急性性呼吸器症候群
第十三条第二項	前項の政令で定める動物	イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン
第十三条第五項	第一項の政令で定める感染症	重症急性性呼吸器症候群
第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症又は三類感染症又は三類病原体保有者	重症急性性呼吸器症候群の患者
第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者

第二十二條第一項及び第二項	一類感染症の病原体を保有していないこと	重症急性性呼吸器症候群の病原体を保有していないこと
第二十二條第四項	一類感染症の病原体を保有しているかどうか	重症急性性呼吸器症候群の病原体を保有しているかどうか
第五十四條	第十三條第一項の政令で定める動物のうち政令で定めるもの	イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン
第十三條第一項	重症急性性呼吸器症候群	重症急性性呼吸器症候群

2 前項の規定により法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。

（事務の区分）
 第二条 前条第一項において準用する法第十二條、第十三條、第十五條から第三十二條まで、第三十五條、第三十七條から第三十二條まで、第三十五條（同条第四項において準用する同条第一項を除く。）及び第六十六條（同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。）及び第六十四條の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（前条第一項において準用する法第二十七條第二項及び第二十八條第二項に規定する措置、前条第一項において準用する法第二十九條第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一條第二項に規定する措置を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

（施行期日）
 第一条 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
 （この政令の失効）
 第二条 この政令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。ただし、そ

の時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条第一項において準用する法第五十七條若しくは第五十八條の規定により支弁する費用、第二条第一項において準用する法第五十九條若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第二条第一項において準用する法第六十三條の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。
 （地方自治法施行令の一部改正）
 第三条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第一に次のように加える。

重症急性性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成十五年政令第三百四号）	第二条第一項において準用する法第十二條、第十三條、第十五條から第三十二條まで、第三十五條（同条第四項において準用する同条第一項を除く。）及び第六十六條（同条第四項において準用する同条第一項及び第二項を除く。）及び第六十四條の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（第二條第一項において準用する法第二十七條第二項及び第二十八條第二項に規定する措置、第二條第一項において準用する法第二十九條第二項の消毒並びに前条第一項において準用する法第三十一條第二項に規定する措置を除く。）
--	--

総務大臣 片山虎之助
 厚生労働大臣 坂口 力
 内閣総理大臣 小泉純一郎